

高松市告示第318号

平成17年11月30日付けで地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けたはざま団地自治会について、次のとおり告示した事項に変更があったので、同条第10項の規定に基づき告示します。

令和8年5月21日

高松市長 大西 秀人

変更があった事項及びその内容

目的

住みよい地域とするため、会員相互の親睦及び福祉向上、また共同して環境の整備を図るとともに、相互扶助に努める事を目的とする。

解散事由

総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。